

資料編

- 計画策定のためのアンケート調査結果
- 糸島市健康づくり推進条例
- 糸島市健康づくり推進協議会設置規程
- 糸島市健康づくり推進協議会委員名簿
- 健康いとしま 21 推進ワーキング会議設置要綱
- 第 2 期糸島市健康増進計画（健康いとしま 21）
策定の経過

計画策定のためのアンケート調査結果

①令和元年度糸島市市民満足度調査

(1) 調査対象

18 歳以上の市民 2,000 人

(2) 調査方法

- ・配布：郵送
- ・回答：郵送又はインターネット（Web ページから回答を入力）

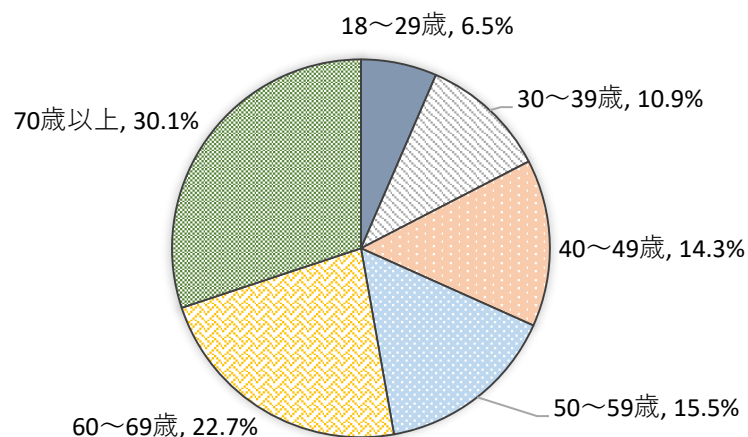
(3) 調査期間

令和 2 年 1 月 15 日から 2 月 14 日まで

(4) 回収結果

有効回収数：1,121 人、回収率：56.1%

(5) 回答者の年齢構成



年齢	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上
人数 (人)	73	122	160	174	255	337

(6) 回答結果の区分

- ・設問に対し「そう思う」「ややそう思う」「どちらとも言えない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の中から 1 つ選んで回答してもらった。
- ・区分は、『そう思う』が「そう思う」と「ややそう思う」の合計、『そう思わない』が「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計としている。

(7) 健康づくりに関連する結果 (N: 人数)

設問 (ア)	日ごろから、趣味を楽しんだり、地域活動に参加したり、働いたりするなど、生きがいを持って生活していますか。	
年齢区分	回 答	
	そう思う (%)	そう思わない (%)
全体 (N=1,121)	62.2	17.0
18～29 歳 (N=73)	56.2	13.7
30～39 歳 (N=122)	59.8	17.2
40～49 歳 (N=160)	65.1	12.5
50～59 歳 (N=174)	66.1	14.3
60～69 歳 (N=255)	63.6	16.1
70 歳以上 (N=337)	60.2	21.7

設問 (イ)	特定健診や妊婦健診、小学校区単位の健康教室など、市民の健康づくりの環境が充実していると思いますか。	
年齢区分	回 答	
	そう思う (%)	そう思わない (%)
全体 (N=1,121)	46.2	11.9
18～29 歳 (N=73)	39.7	6.8
30～39 歳 (N=122)	32.0	25.4
40～49 歳 (N=160)	43.8	16.2
50～59 歳 (N=174)	44.8	11.5
60～69 歳 (N=255)	48.6	9.5
70 歳以上 (N=337)	52.9	8.3

設問 (ウ)	家族で災害時にどう行動するか、避難や連絡などのルールや方法を決めていますか。	
年齢区分	回 答	
	そう思う (%)	そう思わない (%)
全体 (N=1,121)	32.4	66.7
18～29 歳 (N=73)	32.9	67.1
30～39 歳 (N=122)	23.8	75.4
40～49 歳 (N=160)	36.3	63.8
50～59 歳 (N=174)	28.2	71.8
60～69 歳 (N=255)	32.5	66.7
70 歳以上 (N=337)	35.6	62.3

設問（エ）	日ごろから、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加していますか。	
年齢区分	回 答	
	参加している（％）	参加していない（％）
全体（N＝1,121）	60.3	37.8
18～29 歳（N＝73）	27.4	72.6
30～39 歳（N＝122）	54.1	45.9
40～49 歳（N＝160）	61.2	38.1
50～59 歳（N＝174）	58.6	41.4
60～69 歳（N＝255）	65.5	32.9
70 歳以上（N＝337）	66.2	29.1

設問（オ）	普段の生活の中で、その地域の一員としての意識や周りの人とのつながりがありますか。	
年齢区分	回 答	
	そう思う（％）	そう思わない（％）
全体（N＝1,121）	50.9	27.1
18～29 歳（N＝73）	30.1	41.1
30～39 歳（N＝122）	33.6	41.0
40～49 歳（N＝160）	48.2	33.8
50～59 歳（N＝174）	48.8	31.6
60～69 歳（N＝255）	53.3	21.9
70 歳以上（N＝337）	62.0	17.5

設問（カ）	日ごろから、スポーツに親しんでいますか。	
年齢区分	回 答	
	そう思う（％）	そう思わない（％）
全体（N＝1,121）	27.6	53.5
18～29 歳（N＝73）	32.9	49.3
30～39 歳（N＝122）	18.9	66.4
40～49 歳（N＝160）	26.9	60.0
50～59 歳（N＝174）	28.7	52.3
60～69 歳（N＝255）	25.1	54.1
70 歳以上（N＝337）	31.1	46.9

②市政モニター

(1) 調査対象

15 歳以上（中学生を除く）で市政モニターに登録している市民 317 人

(2) 調査方法

- ・配布：電子メールでの依頼
- ・回答：インターネット（Web ページから回答を入力）

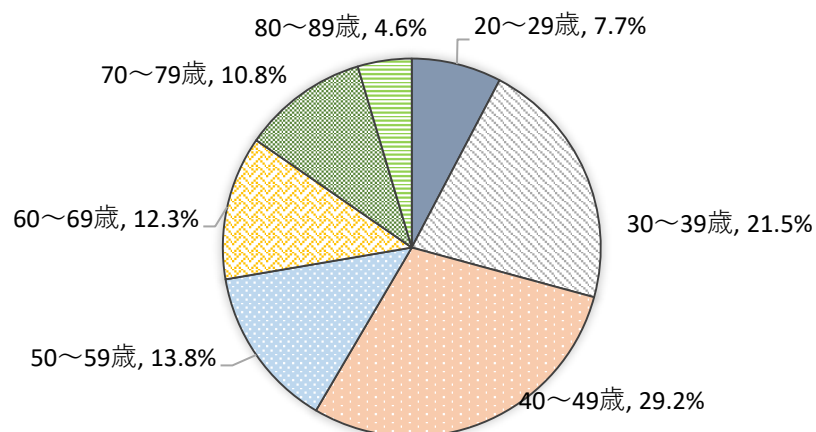
(3) 調査期間

令和 2 年 8 月 4 日から 8 月 14 日まで

(4) 回収結果

有効回収数：65 人、回収率：28.6%

(5) 回答者の年齢構成



年齢	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳
人数 (人)	5	14	19	9	8	7	3

(6) 健康づくりに関連する結果（小数点第 2 位を四捨五入しているため、総計が必ずしも 100%にならない）

設問 (1)	あなたは自分で健康だと思いますか。
項 目	回答割合 (%)
健康だと思う	27.7
まあまあ健康だと思う	60.0
あまり健康でないと思う	10.8
健康ではないと思う	1.5

設問（２）	不安、悩み、ストレスを処理できていると思いますか。	
項 目	回答割合（％）	
十分できている	15.4	
なんとかできている	63.1	
あまりできていない	18.5	
まったくできていない	3.1	

設問（３）	現在、睡眠で休養が十分とれていますか。	
項 目	回答割合（％）	
十分とれている	27.7	
まあまあとれている	50.8	
あまりとれていない	18.5	
とれていない	3.1	

設問（４）	日常生活の中で、意識して運動をしていますか。	
項 目	回答割合（％）	
している	49.2	
以前はしていたが、今はしていない	24.6	
していない	26.2	

設問（５）	あなたは、「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」を知っていますか。	
項 目	回答割合（％）	
知っている	24.6	
言葉は聞いたことはあるが、 意味や内容は知らない	21.5	
これまで全く聞いたことがない	53.8	

設問（６）	毎回の食事で野菜を食べていますか。	
項 目	回答割合（％）	
食べている	56.9	
食べないときもある	43.1	

設問（７）	あなたの味覚の傾向について、お聞きます。どんな味が好きですか。	
項 目	回答割合（％）	
濃い味	18.5	
ふつう	66.2	
薄味	15.4	

設問（８）	砂糖入りのコーヒーやジュース、スポーツドリンク、乳酸飲料等の甘味飲料を飲む頻度は、どの程度ですか。	
項 目	回答割合（％）	
１日２回以上	9.2	
１日１回	27.7	
週３～５回	12.3	
週１～２回	21.5	
ほぼ飲まない	29.2	

設問（９）	お酒を飲む頻度はどの程度ですか。	
項 目	回答割合（％）	
毎日	26.2	
時々	35.4	
ほとんど飲めない（飲まない）	38.5	

設問（１０）	あなたは現在、たばこを吸っていますか。	
項 目	回答割合（％）	
吸う	9.2	
以前から吸わない	70.8	
やめた	20.0	

設問（１１）	趣味等、余暇を一緒に楽しむ仲間、家族はいますか。	
項 目	回答割合（％）	
はい	83.1	
いいえ	16.9	

設問（12） ※自由記述	新型コロナウイルス感染症の影響で、健康づくりに関する考えや行動に変化はありますか。
回 答（一部抜粋）	
普段の生活でそこそこ運動していたと気づいた。それができない今、自発的に運動するための工夫が必要だと感じた。	
室内でストレッチをしている。	
家周辺の散歩が増えた。施設で運動をしたいが、自粛している。	
室内で過ごす時間が増えたので、食事の全体量を減らす・塩分やバランスに気をつけるなど、食生活を見直した。	
不要な外出をしないようにしている。家にいる時間が長くなり、少しストレスを感じる時もあるので、ランニングを再開する予定。	

テレワークが増え、家でいつも以上に食べてしまうので、YouTube を見ながら運動したりするようになった。
以前は、ジム等に行かないとなかなか運動できないと思っていたが、今はオンライン動画などを使い自宅で運動できることが分かった。食生活を考え免疫を高めることの重要性をより感じるようになった。
家にこもりがちになり、家でもできる運動ということでランポリンなど購入したが、散歩のように風景が変わらずモチベーションが保てない。家族で以前ほど公園に行かなくなったので、家族全員の運動量は落ちている。
フレイル予防のサークル教室に週 1 回行って、筋力トレーニングをしている。そのほかの日は、自宅で運動している。市の HP で提供された筋力トレーニングの動画も利用している。
手洗い、うがいなどをそれまで以上に励行するようになった。コロナウイルスに感染してなるものかという気持ち強いからか、ときどき患っていた偏頭痛も最近はない。無理をして免疫力を低下するような行動も慎むようになった。健康づくりに対する意識は、格段に上がった。
マスク着用、うがい励行、公共交通機関には乗らない、三密対策。
新型コロナウイルス感染症が気になり、外出・旅行等ができなくなった。
高齢者が集まるサロン等が休止状態のため、健康体操やゲーム等への参加が減少した。
新型コロナウイルス感染症対策は徹底してやっているが、健康づくりに対する基本的な考えや行動に変化はない。

設問（13） ※自由記述	市の健康づくりに対するご意見やご要望などがありましたら、お聞かせ下さい。
回 答（一部抜粋）	
さまざまなスポーツ行事が中止される中、家庭内で手軽に運動ができるようなメニューなどを発信してほしい。	
引きこもりや子育て世代、子どもたちの運動不足や孤独による心身の不健康が心配。もともと運動嫌いの人へのサポートもあるといいかもしれない。	
健康診断の受診率を上げる対応ができていないように感じる。	
無料のアスレチックの遊具をあごらなどに設置してもらい、利用できたらうれしいです。	
夜間まで運動などができる公共施設が欲しい。	
市主催で気軽に無料で参加できるヨガ教室やスポーツ大会などを開催してほしい。	
以前行われた、万歩計を使った福岡市との対抗戦はおもしろかった。スマホが普及した今ならもっと多種多様な健康競争ができそうな気がする。コロナウイルスのせいでなんでも自粛の今だからこそ、健康についての総合運動会みたいなものもおもしろいかも。	
子どもがいとゴン好きなので、市役所ホームページなどで、いとゴン音頭？など子どもも踊れる体操動画など上げてくれるとうれしい。	
家から出ないことで以前よりどれだけ運動量が減っているか、視覚的に分かるようなチラシなどで啓発してほしい。特に、お年寄りなどは運動不足を加齢と捉えてしまい、運動不足からくる怪我などを誘発してしまう可能性がある。以前の運動量を維持できるような体操などあればよいと思う。	

○糸島市健康づくり推進条例

平成 23 年 12 月 20 日

条例第 27 号

健康は、毎日の生活を営むうえで最も重要かつ基本となるものである。また、自己の生活のみならず、自然環境や伝統行事を含めた地域社会の維持及び発展、健康保険等の制度の運営など幅広い分野に影響する。生涯にわたって心身ともに健康であることは、世代に関係なく、すべての市民の願いである。

しかしながら、少子高齢・長寿社会を迎えた昨今、生活様式や世帯構成、食生活の変化などにより、生活習慣病になる人や介護を必要とする人が増加し、大きな社会問題となっている。この状況は、糸島市においても同様である。

これらの問題の解決のためには、子どもから高齢者までのすべての市民が、健康に関心を持ち、必要な知識等を身に付け、生活の中で実践していくことが重要である。糸島市では、市民一人ひとりが健康づくりを進めるとともに、市が、その支援及び環境の整備を行うことによって、健やかで元気な市民生活と活気あふれる糸島市の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、健康づくりに関する基本理念並びに市民、事業者、行政区等、関係団体及び市の責務等を定めることにより、市民の健康の維持及び増進を図り、もって市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身の健康の維持及び増進を図るための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体で、従業員を雇用しているものをいう。
- (4) 行政区等 校区組織、行政区組織等の市内で活動する自治組織をいう。
- (5) 関係団体 市内において健康、医療及び福祉に携わる団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 市民の健康は市民自らが守ることを基本とし、市民、事業者、行政区等、関係団体及び市がそれぞれの責務を十分に認識したうえで、一体となって市民の健康づくりを進めるものとする。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、自らの健康を守るため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 健康に関する知識及び技術を身に付けること。
- (2) 健康を意識した規則正しい生活を送ること。
- (3) 健康診査の定期的な受診等により健康状態を把握すること。

(4) 健康状態に応じて、必要な生活習慣の改善を図ること。

(5) かかりつけ医を持つこと。

(6) 傷病の状態に応じて、必要な治療を受けること。

2 市民は、自らの健康に関する知識及び技術を他の市民の健康づくりにも広く生かすよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法令に定めがあるもののほか、従業員の健康づくりに努めなければならない。

2 事業者は、市の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

(行政区等の責務)

第6条 行政区等は、当該地域の住民の健康づくりに努めなければならない。

2 行政区等は、市の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

(関係団体の責務)

第7条 関係団体は、市民の健康につながる活動の充実及び関係団体相互の連携に努めなければならない。

2 関係団体は、市の健康づくりに関する施策及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民の健康に関する現状、要望等を調査及び分析し、健康づくりの基本方針及び施策を明らかにしなければならない。

2 市は、市民、事業者、行政区等及び関係団体に対し、基本方針、施策その他の健康づくりに関する情報の提供を行い、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければならない。

3 市は、健康づくりを推進するために必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。

(健康増進計画)

第9条 市長は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を定め、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、健康増進計画の実施について毎年度評価を行い、進行管理をしなければならない。

3 市長は、社会情勢の変化、前項の評価の結果等を勘案し、必要に応じて健康増進計画を変更することができる。

4 市長は、健康増進計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

(国等との連携)

第10条 市は、健康づくりを推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○糸島市健康づくり推進協議会設置規程

平成 24 年 5 月 23 日

告示第 133 号

改正 平成 26 年 5 月 26 日告示第 141 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 84 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 本市の健康づくりを総合的かつ効率的に進めるため、糸島市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平 27 告示 84・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民の健康の増進に関すること。
- (2) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(平 27 告示 84・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人糸島医師会の代表
- (2) 糸島医師会病院の代表
- (3) 一般社団法人糸島歯科医師会の代表
- (4) 一般社団法人糸島薬剤師会の代表
- (5) 糸島保健福祉事務所の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市民代表
- (8) 市長が特に必要と認める者

(平 26 告示 141・平 27 告示 84・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月26日告示第141号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第84号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

糸島市健康づくり推進協議会委員名簿

(委嘱期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日)

(敬称略)

役職	氏 名	選出団体等	備考
会 長	菊池 正統	一般社団法人糸島医師会 会長	1号
副会長	木下 俊則	一般社団法人糸島歯科医師会 会長	3号
委 員	奥 郁美	一般社団法人糸島医師会 理事	1号
委 員	富田 昌良	糸島医師会病院 院長	2号
委 員	森山 尚子	一般社団法人糸島歯科医師会 歯科医師	3号
委 員	國武 雅弘	一般社団法人糸島薬剤師会 会長	4号
委 員	吉永 敦子	糸島保健福祉事務所 健康増進課長	5号
委 員	斉藤 篤司	九州大学人間環境学研究院 健康・スポーツ科学講座 教授	6号
委 員	森山 修次	市民委員	7号
委 員	長岡 由理子	市民委員	7号

健康いとしま 21 推進ワーキング会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市民の健康増進並びに、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定により策定した糸島市健康増進計画(以下「健康いとしま 21」という。)を推進するため、健康いとしま 21 推進ワーキング会議(以下「ワーキング会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 ワーキング会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 健康いとしま 21 の策定及び推進に関すること。
- (2) 市民の健康づくりに関すること。
- (3) その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

第 3 条 ワーキング会議は、別表に掲げる課の職員による委員をもって組織し、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキング会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 ワーキング会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 ワーキング会議には次の部会を置き、それぞれが所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

妊産婦、乳幼児健康診査結果等のデータから把握した課題の解決に向けた取組に関すること

(2) 働く世代部会

主に 40 歳、50 歳代の健康診査受診状況や結果等から把握した課題の解決に向けた取組に関すること

(3) 高齢者部会

高齢者の健康診査受診状況や介護保険の状況等から把握した課題の解決に向けた取組に関すること

(4) データ分析部会

糸島市国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、特定健康診査結果等のデータ集約及び分析、資料作成に関すること

(5) 地域健康づくり部会

地域の健康づくりに関係するデータの提供及び施策や取組の検討に関すること

- 2 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を、委員の互選により置く。部会長は、会務を総理し、部会を代表する。また副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 ワーキング会議の庶務は、健康増進部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日より施行する。

別表

部会	課名等
子ども部会	健康づくり課、子ども課、学校教育課
働く世代部会	健康づくり課、農業振興課、商工観光課
高齢者部会	健康づくり課、介護・高齢者支援課、国保年金課、生涯学習課
データ分析部会	健康づくり課、介護・高齢者支援課、国保年金課
地域健康づくり部会	健康づくり課、危機管理課、地域振興課、福祉支援課

第2期糸島市健康増進計画（健康いとしま21）策定の経過

日 程	内 容
令和2年1月15日 ～2月14日	令和元年度糸島市市民満足度調査実施（アンケート方式） ・調査対象：18歳以上の市民 2,000人 ・調査方法：郵送またはインターネットによる回答
令和2年8月4日 ～14日	市政モニター健康づくりに関するアンケート実施 ・調査対象：市政モニター 227人 ・調査方法：インターネットによる調査
令和2年8月11日	第1回 健康いとしま21推進ワーキング会議 ・第1期市健康増進計画の評価等について ・第2期市健康増進計画（案）の策定について①
令和2年9月17日	第2回 健康いとしま21推進ワーキング会議 ・第2期市健康増進計画（案）の策定について②
令和2年10月8日	第1回 糸島市健康づくり推進協議会 ・第1期市健康増進計画の評価等について ・第2期市健康増進計画（案）の策定について①
令和2年11月11日	第2回 糸島市健康づくり推進協議会 ・第2期市健康増進計画（案）の策定について②
令和3年1月20日	議会市民福祉常任委員会 ・第2期市健康増進計画（案）の報告 ・意見の聴取
令和3年1月15日 ～2月14日	市健康増進計画（案）に対するパブリックコメント
令和3年3月11日	第3回 糸島市健康づくり推進協議会 ・第2期市健康増進計画（案）の策定について③
令和3年3月30日	第2期市健康増進計画（案）の決定



糸島市健康増進部健康づくり課

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-332-2069

FAX 092-321-1139

ホームページ <https://www.city.itoshima.lg.jp>